

瑞穂市監査委員告示第 6 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成26年9月18日

瑞穂市代表監査委員 井上 和



瑞穂市監査委員 広瀬 武雄



監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当
財政援助 団体監査 H25.5.8～ H25.6.6	体育協会 生涯学習課	意見	(1)団体への補助金について 瑞穂市補助金交付規則第15条の規定に基づく補助事業の執行状況の調査を行い、補助金に係る予算の執行の適正を期されたい。	措置済	補助対象事業については、「補助金等の交付に関する指針」等に基づき適正な運営が図られるよう各課に連絡し調整しました。	企画財政課
		意見	(2)「補助金等の交付に関する指針」について 指針では、公益上特に必要と認められるものを具体的に列記しているもので、該当するのかを確認されたい。その上で、見直し方針が掲げられているので、平成25年度の補助金について大至急見直しを行い、適正な補助金交付をされたい。	措置済	平成25年度の執行も含め指針等により確認し、各課に連絡し調整を図りました。	企画財政課
		結果	(3)今後の記念事業等に対する資金について 「補助金等の交付に関する指針」では積立金は補助対象外経費であるため、今後、補助団体が積立を行った場合の資金の対応を検討しておくべきである。	措置済	補助金の記念事業への積立金は、必要に応じて該当年度に予算計上する方針としました。	企画財政課
定期監査 H25.10.10	西小学校 学校教育課 教育総務課	意見	2 理科準備室薬品について 薬品戸棚は施錠されていないので、使用時以外は施錠すべきである。	措置済	/	学校教育課
			また、戸棚で保管されている薬品はビンのまま並べて収納されていたので、薬品整理箱で収納するなどして転倒・転落防止を図っていただきたい。	措置済		薬品整理箱を購入し収納しました。
		意見	5 学校環境衛生基準について 飲料水の水質検査箇所は3箇所であると学校から説明を受けたが、検査箇所の選定理由については回答が得られなかった。 理由が分からないようでは必要な検査が省略されかねない。今後もマニュアルに基づいて検査を行うよう努めていただきたい。	措置済	学校環境衛生管理マニュアルに基づき、学校における検査場所は原則として、滞留等で水質がもっとも悪化すると予想される末端の給水栓で実施するよう小中学校に改めて通知しました。	学校教育課
		意見	7 学校給食費について 給食費未納問題についての学校側の対応は協力的であり、今後の滞納整理への協力についても前向きな回答であった。保護者と近い距離にいる先生達の力を頼ることも時に必要となるが、まずは教育委員会が一丸となって未納対策に取り組んでいただきたい。	措置済	納付相談(巢南庁舎開催)で教育総務課職員も加わり実施し、支払督促申立、強制執行等手続きは教育総務課で実施するよう未納問題について分担しています。 実施内容 8/28 督促状 147件3,531千円 9/中 納相 108件3,103千円 10/9 未納 96件3,020千円 支払督促 17件1,976千円	教育総務課
措置済	準要保護認定前の給食費過年度未納者について学校教育課にて給食費の未納分の支払いを促しています。		給食センター			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当
定期監査 H25.12.16	総務課	意見	<p>・運行費負担金等について 運行費負担金の内訳を確認したが明確な回答は得られず、金額の妥当性は判断できなかった。内訳を把握されるとともに、適正な金額かどうか検討をしていただきたい。</p>	措置済	平成25年度は、経費58,222,602円に対して収入6,115,260円、国庫補助金8,079,500円、市運行費負担金28,520,500円であります。経費不足分は、運行委託事業者の事業全体の中で吸収してもらっており、協議の結果、適正な金額として措置済とします。	総務課
			<p>路線バス事業は独立採算制による事業運営が前提とされているため、黒字路線が赤字路線の欠損額を補えば公的負担は必要ないが、欠損額が生じると、運行を維持していくためには公的負担を要することになる。財政が逼迫する今日において、その額が膨大になることを防ぐ工夫にも努めていただきたい。</p>	措置済	乗降客数の推移を含め広報やホームページにてバスの利用を促します。利用者確保のため、ICカード導入やQRコードによる運行情報提供サービスを実施し、利用者の利便性向上に努めました。	総務課
		意見	<p>・乗車賃収入について 市はコミュニティバス運行の目的から公費の投入はやむを得ないとの判断をしており、乗車賃の値上げは考えていないが、100円(ワンコイン)という均一乗車賃にとらわれず、収支のバランスを十分検討されたい。</p>	不(未)措置	ワンコインで乗車できる手軽さはみずほバスの売りの1つだと考えています。今後運行本数や路線を増やす際には、運賃改定についても検討いたします。	総務課
			<p>また、現在は実施していない定期券・回数券の導入、住民や地元(沿線)企業による寄付や援助、さらには交通広告などの収入確保にも努めていただきたい。</p>	不(未)措置	定期券・回数券は、コストの増加・収入の減少につながるため導入予定はありません。寄付や広告収入については、今後の政策の参考意見とします。	総務課
		意見	<p>・利用者数について 経済合理性のみならず、高齢化対策、環境問題等の公益的な観点からも、コミュニティバスを利用することの重要性について積極的にアピールする必要がある。</p>	改善進行中	車いすも利用できるバリアフリー対応のバスや停車時にバスの床が低くなることやサイクル&バスライド(自転車)をホームページにてPRしていきます。	総務課
			<p>また、地域住民等の一人ひとりがコミュニティバスを適切に利用するよう自発的に意識や態度を変えることを促すとともに、自家用乗用車からコミュニティバスへの利用転換を図る意識を高めることにも努められたい。</p>	改善進行中	サイクル&バスライドとともに、運行情報を携帯電話で確認できるWEBサービスやアユカの周知に取り組んでいきます。	総務課
			<p>なお、利用者数が僅少となった場合には、コミュニティバスに限定せず、他の代替案を検討することも視野に入れていただきたい。</p>	不(未)措置	その場合は、公共交通の存在意義を考えたうえで必要な措置を講じます。	総務課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当
定期監査 H25.12.16	総務課	意見	<p>・今後について</p> <p>パブリックコメントで提出された意見には実現が困難な意見もあるが、改善への道標となり得る意見もある。需用と供給の仕組みの中で、どのように採算に折り合いをつけていくか鋭意努力いただきたい。</p>	措置済	提出された意見の内容に、有用性が見出される場合には、バス運行形態の見直しの参考意見として取り入れています。	総務課
			<p>平成23年度の包括外部監査の措置においても、コミュニティバス事業は地域交通としての役割があると回答されているため、利用者の顕在・潜在ニーズを十分に把握して、安定的なサービスを提供するための資金的な問題も考慮した上で、提供する運行形態(運行頻度、運行ルート及び運行ダイヤ)等について地域の実情に応じたサービスの提供に努めていただきたい。</p>	措置済	毎年実施しているバス乗降調査にて利用状況を把握し、運行形態改正時の参考にしています。	総務課
			<p>また、高齢化社会への対応、環境問題への対応、まちづくりの観点、観光振興等による地域の活性化等の観点から、地域公共交通そのもののあり方についてその時々状況を見据えつつ、継続的に検討し、臨機応変に対応していただきたい。</p>	措置済	上記の調査結果と周囲を取り巻く状況の変化を照らし合わせて、最適な交通サービスを検討し、提供していきます。	総務課
定期監査 H26.1.30	本田第1 保育所 幼児支援課 教育総務課	意見	<p>・「新聞・雑誌・図書」購入について</p> <p>消耗品として購入された場合、備品として登録を行う必要がないことから、比較的長期間使用し、かつ保存できる物品であっても数量などの管理は行われていない。そのため、紛失等が生じたとしても、誰も気が付かないという事態が生じる可能性がある。保育所をはじめ全庁的に帳簿を備え付けて管理を行う等、物品管理のあり方を検討していただきたい。</p>	措置済	消耗品は各自管理でお願いし、備品はシステムでの管理になります。全物品(消耗品、備品)の管理は必要であることから庁内会議やインフォメーション、各研修の機会に周知していきます。	管財情報課
			<p>予算において説明コードを設けている理由は、その執行に一応の限度を設けることにあり、市長の内部統制という意味を有するといえる。こうしたことから、予算に計上した通りの説明コードから執行することが求められる。また、予算額以上の執行が常態化していることから、予算が形骸化しているとも受け取れるので、適正な積算に努められたい。</p>	措置済	適正な予算積算を行えるよう平成26年度当初予算より全庁的に需用費の分類の見直しを行いました。	幼児支援課
		結果	<p>・報償費について</p> <p>報償費については、平成25年度予算編成方針(瑞穂市予算事務規則第4条規定)でその基準額が示されている。その中で1回20,000円となるのは、200人以上を対象とした2時間程度のもので、高度な技術や識見・経験を有する市内の講師となっており、力士との交流事業の謝礼には該当しない。基準額での依頼が困難な場合は、企画財政課に協議のうえ決定することになっているが、協議した経緯も見受けられない。謝礼額の根拠を明確にしておくべきである。</p>	措置済	平成26年度は、予算編成方針に基づく報償費の基準額外であるため、企画財政課と調整の上支出しました。	幼児支援課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当
定期監査 H26.1.30	本田第1 保育所 幼児支援課 教育総務課	結果	この謝礼は資金前渡で幼児支援課長が受け取り、保育所での交流に先立ち、力士が市長室へ表敬訪問された際に市長から直接手渡されている。1人ずつに手渡したことからすると、力士個人の収入になると判断する。力士個人に支払う場合には源泉徴収が必要なはずであるが処理はされていない。誰(どこ)に支払うのか明確にして適正な処理をすべきである。	措置済	平成26年度は、力士個人ではなく、団体として相撲部屋へ支払います。	幼児支援課
			児童にとっては力士と触れ合うという貴重な体験ができる有意義な事業であると判断するが、その趣旨・目的を明文化したものは存在しない。地方財政法第4条の規定で「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」とされていることから、保育におけるこの事業の位置づけを明確にされるとともに、力士派遣についても適正な手続をとっておくべきである。	措置済	平成26年度は、事業目的は、指導計画(月案)の5領域の視点から、健康では体を十分動かして遊ぶ(4・5歳児)、人間関係では人と触れ合うことを喜ぶ(3歳児)を位置付け、事業について副市長まで決裁を受けています。	幼児支援課
		意見	・保育料について 保育料の滞納者のうち、現在も通所している児童の保護者については、引き続き送迎時のコミュニケーション等を通しての納付勧奨に鋭意努力いただきたい。その中でも、平成25年度分の滞納者については、可能な限り今年度中に納付を行うよう、特に意識した対応をするよう努めていただきたい。	措置済	3月及び5月に保育所を通じて、未納者に対し児童手当からの保育所保育料徴収の申出書について勧奨しました。	幼児支援課
		意見	・時効について 今年度は、平成20年度分の保育料が時効に該当し、不納欠損となることが見込まれるが、この中には一部納付等により時効が中断する保育料も存在すると思われる。こうした保育料については、本年度末に誤って不納欠損処理とすることのないよう注意していただくとともに、来年度以降は、時効完成後に徴収する等の誤りが生じないよう、適切に管理していただきたい。	改善進行中	平成25年度末は、不納欠損処理を行わず、平成26年度へ繰越しました。時効完成したものについては、年度末に不納欠損処理を行います。	幼児支援課
			また、時効による不納欠損については、前年度(保育所全体で779,400円)を上回ることはないよう、徴収の強化に努めていただきたい。	改善進行中	平成25年度末は、不納欠損処理を行わず、平成26年度へ繰越しました。保育料の未納については、保育所と協力して、保護者に対し児童手当からの申出徴収等の納付勧奨を行います。	幼児支援課
		意見	・教育委員会内の協力体制について 保育士による納付勧奨に関する意見と並び、これまでの定期監査で申し上げてきたことであるが、まずは教育委員会で情報の共有を図り、協力して各種債権の徴収に対応していただきたい。また、広域入所者や清流みずほ保育園に通っている児童の滞納については、それぞれの施設の職員に協力を求めることも検討いただき、放置することのないよう対処していただきたい。	改善進行中	情報の共有、各種債権の徴収協力について、全庁的に対応を検討しています。 清流みずほ保育園には、所長会において納付勧奨を行っています。	幼児支援課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当
定期監査 H26.2.6	環境課	意見	(1) 市民との協働について 不法投棄を防止するには、不法投棄されやすい現場を頻繁に監視して摘発確率を高めたり、摘発時の罰金をさらに高額にしたりする程度の方法しかないとされている。そのため、問題の解決には、市民と協働して現場の監視を行うことが効果的であるといえる。市民との協働の推進やごみ問題に対する意識の啓発に努めることで、市の総合計画の一つの基本目標でもある「心豊かな住みよいまちづくり」の実現を目指していただきたい。	措置済	自治会長会議、廃棄物減量等推進員連絡会において近年のごみ排出量の推移を説明して情報の共有を図っています。 不法投棄、ごみ分別等については、自治会長、廃棄物減量等推進員と、より一層連携を図り、その予防・対策を進めることとしています。	環境課
			意見	(2) 情報の提供について 粗大ごみ有料化は、市民に大きな影響を与えた取り組みであっただけに、その成果や課題に関する情報を得たいと思う市民もいると思われる。情報を集約して、一目で分かる資料の作成・提供に努めていただきたい。 また、ごみ有料化の導入効果や一般廃棄物処理コストに関する情報など、これまで以上に、ごみに関する情報の内容及び量の充実に努めていただき、環境意識の高揚を図られたい。	措置済	広報みずほH26.4号にて近年のごみ排出量に関する情報提供を行いました。今後も随時分かりやすさを工夫しながら情報の提供、共有化を図っていきます。
		意見		情報提供不足により生じる問題の1つとして、不適正排出が挙げられる。不適正排出は、賃貸集合住宅(アパート)に居住する単身赴任者や学生、外国人など、自治会に加入せず地域社会とのつながりが希薄な住民に起こりやすいとされているので考慮されたい。	措置済	引き続き、それぞれの事案ごとに、アパート管理者、朝日大学学事課なども連携し、その予防・対策を繰り返し実施します。
			意見	(3) 事業者に対する指導について 市内事業所の産業分類毎のごみの組成分析や、ごみの減量・リサイクルを推進するインセンティブについて、調査研究を図られたい。さらに、事業系一般廃棄物の削減は市の歳出削減に繋がることから、減量化計画策定などの指導、立ち入り検査の実施、適正処理に関する改善勧告などに努めていただきたい。	措置済	西濃環境整備組合、収集業者とも連携しながら実態把握、発生抑制に努めています。
		意見		また、粗大ごみの有料化に伴い事業系のごみ搬入がなくなったとのことであるが、搬入はなくなってもごみ自体はなくなるはずであり、どこかで処理されているはずである。不法投棄につながらないよう、実態の把握にも努めていただきたい。	措置済	粗大ごみ有料化により、市外からの搬入と見られた一部粗大ごみの搬入防止が徹底され、一定の減量化が図られた。特段、その前後で不法投棄が顕著になっておらず、統計上直接的な影響は見られません。 県、警察、消防署とも連携した市内パトロールを実施し、無料回収所等での不適正処理の実態把握、発生抑制の監視を引き続き実施します。
			意見	(4) ごみ有料化について 有料化に当たっては、ごみの減量効果が最大限に得られるような料金設定が必要である。有料化の目的や効果、コスト分析の結果を十分に検討した上で、料金レベルを決定する必要があるとされているので、減量効果を持続させるための総合的施策を展開していただきたい。	措置済	処理料金の一部として応分の負担をいただくなかで、近隣市町の状況も考慮しながら検討します。

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当
行政監査 (旅行命令について) H25.9.6～ H26.2.13	全課	意見	<p>・公用車の使用状況について 公用車を使用することは、即ち、旅行になるわけであるが、市内の旅行命令簿3枚は公共交通機関を利用したものなので、まったく保管されていない。旅費が支給されないため旅行命令簿に記載又は記録しなくてもよいと認識されていると判断せざるを得ないので、備え付けの徹底を図っていただきたい。</p>	措置済	平成25年11月から、旅行(出張)の際は、旅費の支給の有無にかかわらず、各旅行者(個人)ごとにその都度旅行命令簿(様式第1号)に記入し保存するよう、職員に周知を図りました。	秘書広報課
			<p>公用車を使用する際には市有自動車運転台帳により安全運転管理者等の使用承認を受け、運転後は運転日誌を記録しなければならないことが定められている。この手続きと、旅行命令簿の事務手続きとの合理化を図ることはできないか検討されたい。</p>	不(未)措置	管理は予約確認やメータ確認 公用車管理から合理化を取り組むよりは公用車の交通安全運転管理の面から現時点での管理形態で進めていきます。	管財情報課
		意見	<p>・自家用車による旅行について 旅行命令簿の記載がないため市内の旅行における自家用車の使用頻度が分からないが、旅行の現状からすると、規程の見直し、公用車の保有台数の再構築を検討いただきたい。</p>	改善進行中	「瑞穂市職員の自家用自動車による旅行に関する規程」第2条第2項の承認基準の見直しを検討しています。	秘書広報課
			<p>現在45台管財情報課で管理しています。近隣市の職員1人当たり平均台数0.25台で、当市については、穂積庁舎0.21台、巢南庁舎0.32台適正配置です。適正な更新計画を立てながら公用車の管理を進めていきます。更に、庁内への周知も行います。</p>	措置済	管財情報課	
		意見	<p>・旅費と費用弁償について 地方自治法及び条例・規則等の題名、見出し又は条文には必ず「報酬及び費用弁償」又は「費用弁償」と記載されているのに、旅費条例の規定に基づいて支給するため、非常勤職員であっても旅費であると解釈してしまい、本来「費用弁償」で支給すべきものが「普通旅費」で支給されているケースが見受けられた。地方財政法の規定に基づく市の予算編成方針には、旅費に関する事項が記載されていないため、誤解しているとも考えられるので、財政担当課は適正な予算を編成するうえでも統一を図っていただきたい。</p>	改善進行中	<p>予算編成方針において、旅費及び費用弁償の執行にあたり適切な執行をするようあらためて明示します。</p>	企画財政課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当
行政監査 (旅行命令 について) H25.9.6～ H26.2.13	全課	意見	<p>・旅費の請求手続きについて</p> <p>費用弁償を誤って普通旅費で執行しているものの中に、予算がないため適正な旅費が支給されていないケースが見受けられた。旅行命令をした以上、市は旅費を支給しなければならないのが地方自治法・旅費条例の本旨である。さらに、「国家公務員等の旅費に関する法律」では、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令を発することができる」と規定していることからすれば、予算がないのに旅行命令を発すること自体が問題であると考え。旅費とはどういうものなのか周知徹底をしていただきたい。</p>	改善進行中	上記と併せ、適切な予算執行をするよう示します。	企画財政課
			<p>旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算しなければならないため、現在、秘書広報課、市民窓口課、教育委員会で計算を行っている。しかし、そこに任せきりにするのではなく各部署においても再度チェックをして適正な執行に努められたい。</p>	措置済	事務の効率化での過去からの経緯もあり、今後も3課で連携して共通した旅費計算を行い、適正な執行をします。また、各部署で計算した旅費についても再度チェックします。	秘書広報課
			<p>また、旅行命令はされたが、旅行命令簿を紛失してしまっただけで旅費が支給されていない旅行があったので、保管について十分注意されるとともに、旅行命令と旅費支給のチェックのあり方を検討されたい。</p>	措置済	紛失することがないように公文書意識を持ち、保管場所を決め、適切な管理を行います。	秘書広報課
			<p>それから、現在旅費の支払いは旅行命令1件ごとに行われているが、旅行者ごと1ヶ月まとめて支払いを行うほうが、会計課職員の事務軽減につながるのではないかと考えるので、連携をとって改善に努めていただきたい。</p>	措置済	各部署によって事情が異なりますが、支出科目、負担行為日、支払い方法などを考慮し、可能なものはまとめて支払処理をします。	秘書広報課
		意見	<p>・旅行命令簿(第1号様式)について</p> <p>各部署によって旅行形態は多種多様であると思われる。すべてに使い勝手のよい様式は難しいかもしれないが、規則の様式にこだわることなく、条例・規則の改正も踏まえ、多くの部署が事務手続きの合理化、効率化につながるよう改善に努めていただきたい。</p>	措置済	平成25年11月に周知した、旅行命令簿(様式第1号)の記入・保存の徹底を図ります。	秘書広報課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当
例月出納 検査 H25.10.28	全課	意見	<p>・予備費の増額補正について 一般会計及び国民健康保険事業特別会計において予備費が増額補正されていた。 当初予算額に対する補正予算額の比率は、一般会計が50%、国民健康保険事業特別会計が25%強となる。充用額は補正以前に充用されたものであり、当初予算額に対する充用率一般会計23.1%、国民健康保険事業特別会計0.0%)からすると補正の必要があったのか疑問を感じるとともに、歳入歳出のバランスのために行った補正であるならば好ましくない。</p>	措置済	予備費の適正な予算計上をするよう企画財政課と調整しました。	会計課
				措置済	予備費の適正な計上基準がないかを調査していたところ、平成12年度国民健康保険の保険者の予算編成について(平成12年2月18日保険発第17号厚生省国民健康保険課長通知)に、予備費は保険給付費の3%以上の額を計上することとあったので、この基準に合致するように予算を補正しました。この通知以降は地方分権推進の流れで、予備費の計上基準は示されていません。歳入歳出のバランスのためには基金積立金で対応したので、予備費の補正にそのような意図はありません。 なお、平成26年度は当初予算で保険給付費の3%分を計上しました。	医療保険課
				措置済	一般会計については、平成24年度決算で予備費充用額が9,835千円となったことから、平成25年度も不足する懸念があり補正による対応をした。尚、予備費は不測の事態を想定した予算科目であることから平成26年度は当初予算で20,000千円計上しました。	企画財政課
例月出納 検査 H26.1.28	全課	意見	<p>・給食費負担金について 二重納付となった給食費負担金1件分の充当処理に遅れが生じていた。 金額及び件数の多寡にかかわらず、現金等の出納に係る事務処理を長期間放置しておくことは適切ではない。再発を防止するための対策を講ずる等、同様の過ちを繰り返さないよう努めていただきたい。</p>	措置済	収納状況を的確に把握し、還付・充当等の処理後に、財務会計システムと収納システムで金額を突合し、正確な事務処理をする旨助言しました。	会計課
				措置済	二重納付となった給食費については、還付、充当台帳を作成し、管理をするよう改善しました。	給食センター

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当
例月出納 検査 H26.2.25	全課	意見	<p>・予備費の充用について (1)一般会計(民生費)について 予備費の充用を行った科目に対して、さらに補正予算を調製すること自体が疑問である。それぞれの事由(理由)や期間的なことからすると、全額(2,500,000円)を補正予算とし、臨時会の議決を待って支出しても差し支えなかったと考え得る。今回の500,000円の充用は適当でないとは判断できるため、今後の予備費の充用には慎重を期されたい。</p>	措置済	事業を計画的に執行し、適正な充用となるよう企画財政課と調整しました。	会計課
				措置済	担当課としては、ご指摘のとおりと考えており、今後はないように慎重に予算積算に取り組めます。	福祉生活課
				措置済	事業を速やかに進める目的で、施設の状況を事前に調査するため、議会にも事前に協議した上で充用としましたが、その後の補正予算に付帯決議が付いたことから、結果的に臨時会又は3月定例会でも差し支えなかったと解します。今後の予備費充用については慎重に進めてまいります。	企画財政課
例月出納 検査 H26.2.25	全課	意見	<p>(2)国民健康保険事業特別会計について 予備費の制度は、議会の議決を必要としない程度の歳出予算の不足に 応ずるために設けられたものである。 まず、充用額合計は40,269,000円 となることから、議会の議決を必要と しない程度の金額とは言えないと判断 する。また、予備費の充用額は決算 書にしか反映されてこないことから、 妥当な金額とは言い難い。 さらに、今回の充用は歳出予算の 不足に 応ずるためとされているが、確認 をしたところ、年度当初の支出負担 行為の段階で、年度末に予算が不足 することは明白であった。つまり、補 正予算対応しなければならないこと は、年度当初から知り得る状態にあ ったといえる。なお、通常、予算は一 会計年度間の歳入及び歳出を網羅し て計上するものであることからすると、 年度当初の予算計上方法にも疑問が 残る。 予備費があるために軽率な予算執 行になっている可能性も否定できな いため、二度と安易に充用を行うこ とのないよう細心の注意を払うと ともに、内部統制機能の強化を図る べきである。また、今後もこのよう なことが生じるようであれば、特 別会計にあっては予備費を設けな いことができると地方自治法は規 定しているため、予備費を廃止す るべきである。</p>	措置済	予備費の適正な予算計上をするよう企画財政課と調整しました。	会計課
				措置済	予備費充用額の40,269,000円について、議会の議決の機会があつたにもかかわらず、これを逃したことに關しては深く反省しています。今後は、内部統制機能の強化を図り、細心の注意を払います。 いっぽう、国民健康保険事業の支出の大半は医療費という非常に把握困難な不確定要素の大きいもので、しかも財源不足を理由に支出の削減をすることができないものであるだけに、見積額を上回った場合や新たな費用が発生した場合の対策を考えておく必要があります。地方自治法上では特別会計に予備費を計上しないことができるとなつていても、国民健康保険事業特別会計には予備費の計上は必須であり、予備費を廃止すべきではないと判断します。時間的または財政運営的に補正予算対応が困難な場合は、金額の多寡にかかわらず、予備費充用もやむを得ないと考えており、予備費を廃止することは財政運営の弾力化を損なうと考えます。	医療保険課
				措置済	特別会計においては、国民健康保険事業、下水道事業、農業集落排水事業の3会計に予備費を設けることを確認しています。ただし、安易な予算計上とならないよう医療保険課と調整してまいります。	企画財政課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当
定期監査 H25.2.19	牛牧小学校 学校教育課 教育総務課	結果	(2) 瑞穂市立小中学校管理規則第33条の会計監査について 学習費や積立金といった学校徴収金の会計事務は監査しているが、一般会計の執行については監査を行っていない。学校における一般会計の会計事務は県費負担の事務職員が行なっているので、事務処理の周知徹底を図っているとはいえ、適正な執行を監査するべきである。	改善進行中	本年度より実施する予定です。	学校教育課
財政援助 団体監査 H24.12.20 ～ H25.2.25	福祉生活課 一般社団法人 瑞穂市シ ルバー人材セ ンター	意見	⑦ 適正な運営について これまで事務局職員が頻繁に入れ替わっていて、事務所に保管すべき書類等にも不備が見受けられる。副市長の言葉を借りれば、「人格の異なる団体」だから関与するのを控えるのではなく、会員の生きがいの充実のためにも、公益上必要と認められるためにも、そして何より役員への献身的な努力が徒とにならないためにも適正な運営をできるよう育成するべきである。	措置済	新しい理事会について、行政からの積極的な参画のために、協議し、定時総会(5/27)の役員改選において、市福祉部長が理事の一人として選任されました。現在は、理事、監事を一新した組織体制で運営されています。 また、事務局は、5名から3名と減り、さらにこのうちの常勤1名も今後非常勤とするように考えています。	福祉生活課
		意見	⑨ シルバー人材センターとの契約について 市は適正に見積もり民間業者と比較して安価なので問題はないとしているが、常識的に考えれば運営資金は利益と捉えることができるので、これだけの金額となると、逆に業務の履行状況を疑わざるを得ない。 現状では、契約を締結するよりその都度委託したほうが、先に述べた個人・民間の場合と同じ請求方法になるので安価になる。契約するほうが高くつくようでは契約する意味がない。民間よりも安価だと主張されるのであれば50万円以上の事業は競争入札を行なうべきであるし、シルバー人材センターと契約を希望するのであれば、受託事業収入の仕組みを十分理解して積算すべきである。	措置済	昨年度後半より、「配分金＋事務費10%、材料費実費弁償分」として、契約事務を行っています。 その結果、基本的に内部留保を持たないような適正運営を確保できたと考えています。 平成26年度においても、この方法を踏襲して運用しており、特に課題であった事務局職員に対しても、さらに改善するように指導しています。 なお、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の随意契約の手続きにおいて契約規則を改正しました。	福祉生活課
		意見	⑩ 地方自治法第221条第2項の調査は、瑞穂市補助金交付規則第15条に規定されており、これまで補助金については当然されているものと理解し、担当課の報告を信用して判断していたが、適正な執行を確認するため、各担当課で確認できるよう職員の資質向上を図るとともに、補助金に対する調査体制を大至急整備していただきたい。	措置済	「補助金等交付に関する指針」により、職員の意識改革を諮り、交付団体の事業内容について、詳しく把握するように取り組んでいます。 なお、4半期ごとの収支報告は滞りなく行われており、適正に執行されています。	福祉生活課
定期監査 H23.11.1	牛牧第2 保育所	意見	④ 保育所について 増築に伴い、増築部分に新たに玄関が設けられたことにより出来た既設部分の玄関前スペースがもっと有効活用できるものとする。現在、借地している駐車場も手狭という現状を踏まえ早急に検討いただきたい。	改善進行中	④ 既設玄関前スペースは職員駐車場(9台)として活用している。H26.2時点で無償借地(30台)契約を進めていたが合意に達しなかったため、現在、白紙に戻し検討中です。	教育総務課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当
定期監査 H24.1.13	学校教育課 教育総務課 巢南中学校	結果	⑦ 寄付について 寄付されたものの管理について確認したところ、台帳の整備が定かでなかった。資産の管理上必要なので、他の学校も含め早急に確認して整備しておくべきである。	改善 進行中	⑦ H25年度より継続して整備 進行中です。	教育 総務課
	牛牧小学校 駐車場	意見	① 付近にある、牛牧南部コミュニ ティセンターの駐車場を兼用して活 用するか、普通財産の未利用地もあ るので、それを整備して活用するこ とで返還できないか検討されたい。	措置 済	① 南部コミセンの駐車場の兼 用については、学校側に行事等で活用するよう指導し、 普通財産の未利用地につい ては、通学路に接し危険性 があるとし、H26年度より教育 畑として活用をしています。 また現在借りている借地契約 は利便性を考え継続します。	教育 総務課
	総合(大月) グラウンド	意見	② この土地については、平成22年 度の包括外部監査で指摘されている ところである。現在まで未利用のまま となっており、平成23年度は800万円 以上の借地料を支払っている。生津 ふれあい広場の整備後に整備する計 画となっており、平成24年度に生津 ふれあい広場の整備工事が予定され ているので、早急に関係機関と協議 して方針を決定をするべきである。	措置 済	地権者説明会を開き意向確 認を行い11筆の土地の購入 を行ったのち、新たに2筆 (2,886㎡)の地権者から同意 をいただき購入しました。こ れで、借地19筆(20,038㎡)中 13筆(13,538㎡)の購入が終 了しました。今後は、パブリ ックコメント等による市民のニー ズを参考にし、議会と協議し ながら西部多機能拠点整備 事業を進めるとともに他の施 設同様、地権者の同意がと れ次第借地の購入を進めて いきます。	生涯 学習課
	大月浄水公 園	意見	① 公園の敷地でこの土地だけが借 地となっているので、購入の交渉を努 力いただくか、現在の利用状況から 返還も検討願いたい。	措置 済	西部多機能拠点整備事業の 一環として公園整備がされて おり今後もこの活用を含め た計画を行うため返還はせ ず地権者のご理解をいただ ければ他の施設同様購入を 進めていきます。	生涯 学習課
随時監査 (委託費) H22.6.18 ～ H23.2.7	景観計画策 定基礎調査 業務	結果	① 当委託を踏まえたうえで、平成22 年度「策定業務委託」が予算計上さ れているが、公園計画優先のため保 留になっている。基礎調査結果の有 効活用を図るためにも景観計画策定 のスケジュールを早急に立てて実行 するべきである。	改善 進行中	① 公園整備が順次完了し、 11月に準都市計画区域が設 定され、まちづくりの方向性 が決まるため、平成27年度よ り調査等を実施し景観計画 策定を実施する。	都市 開発課